

令和 2 年度彦根総合高等学校教育後援会

- 令和元年度教育後援会収支決算書
- 監査結果報告
- 令和 2 年度教育後援会役員
- 令和 2 年度教育後援会予算
- 彦根総合高等学校「教育後援会」会則

令和元年度 教育後援会決算書

<収入の部>

2019.4.1~2020.3.31

	本年度予算	本年度決算	残額(予算-決算)	摘 要
前年度繰越金	¥4,187,118	¥4,310,113	¥ -122,995	
会 費	¥3,052,000	¥3,337,000	¥ -285,000	(生徒数585名+卒業生178名)×4,000円, 285000円 前年度分
雑収入	¥ 24	¥ 11,948	¥ -11,924	ハンドボール応援バス代徴収、利息
	¥7,239,142	¥7,659,061	¥ -419,919	


<支出の部>

	本年度予算	本年度決算	残額(予算-決算)	摘 要
会議費・旅費	¥ 10,000	¥ 3,000	¥ 7,000	会長(190×6)副会長(310×6)旅費
教育助成費	¥ 600,000	¥ -	¥ 600,000	次年度調理室設備設置のため貯蓄
部活動支援費	¥1,670,000	¥1,562,412	¥ 107,588	クラブ活動補助
大会(県外)補助費	¥ 800,000	¥ 303,846	¥ 496,154	近畿大会補助、全国大会補助
行事費	¥ 50,000	¥ 16,200	¥ 33,800	入学式舞台花
環境整備費	¥ 750,000	¥ 756,533	¥ -6,533	空調補助・加湿器購入
予備費	¥3,359,142	¥ 450,134	¥2,909,008	ハンドボール応援、全国大会出場に備え積立
	¥7,239,142	¥3,092,125	¥4,147,017	

監査結果報告

私たちは、彦根総合高等学校教育後援会の令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における事業報告、収支決算報告について証拠書類を対照監査した結果、その内容は適正であることを認めます。

令和2年4月10日（金）

監査	正木千栄	
監査	広岡史恵	

令和2年度 教育後援会役員

	役職名	氏 名	備 考
1	会長	堀内 恵子	令和元年度 PTA 会長
2	副会長	木川 裕史	平成 30 年度 PTA 会長
3	理事	樋口 吉範	令和 2 年度 PTA 会長
4	理事	明田 久美子	令和 2 年度 PTA 副会長
5	監査	廣岡 史恵	令和 2 年度 PTA 監査
6	理事	権並 裕子	校長
7	理事	山中 郁夫	副校長
8	会計	古川 和香	令和 2 年度 PTA 担当
9	書記	宮 郁雄	令和 2 年度 PTA 担当

令和2年度 教育後援会予算

<収入の部>

	令和元年度		令和2年度		摘 要
	予算	決算	予算		
前期繰越金	¥ 4,187,118	¥ 4,310,113	¥ 4,566,936		
会 費	¥ 3,052,000	¥ 3,337,000	¥ 3,236,000		生徒(在校生628名+卒業生181名×4000円)
雑収入	¥ 24	¥ 11,948	¥ 25		利息
合計	¥ 7,239,142	¥ 7,659,061	¥ 7,802,961		

<支出の部>

	令和元年度		令和2年度		摘 要
	予算	決算	予算		
会議費・旅費	¥ 10,000	¥ 3,000	¥ 10,000		役員旅費、会議出張費
教育助成費	¥ 600,000	¥ -	¥ 600,000		調理室設備設置
部活動支援費	¥ 1,670,000	¥ 1,562,412	¥ 1,670,000		クラブ活動補助
大会(県外)補助費	¥ 800,000	¥ 303,846	¥ 800,000		近畿大会補助、全国大会補助
行事費	¥ 50,000	¥ 16,200	¥ 50,000		入学式舞台花、卒業式舞台花、マイクリボン
環境整備費	¥ 750,000	¥ 756,533	¥ -		
予備費	¥ 3,359,142	¥ 450,134	¥ 4,672,961		
合計	¥ 7,239,142	¥ 3,092,125	¥ 7,802,961		

彦根総合高等学校「教育後援会」会則

第1条 本会は、彦根総合高等学校「教育後援会」と称し、その事務所を彦根総合高等学校内に置く。

第2条 本会は、学校教育の向上と教育活動の充実を図ることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育活動の支援
- (2) 文化・体育部活動の支援
- (3) その他教育環境整備等の支援

第4条 本会は、在学生の保護者並びに第2条の目的に賛同する者をもって組織する。会員を次の通り区分する。

- (1) 普通会员……在学生の保護者
- (2) 賛助会員……本校の同窓会員
- (3) 特別会員……本会の事業に賛助する者

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 ……1名
- (2) 副会長 ……1名
- (3) 監査 ……2名
- (4) 理事 ……若干名
- (5) 会計 ……1名（教職員）
- (6) 書記 ……1名（教職員）

監査については、当該年度のPTA監査が兼任するものとする。また、理事については、当該年度のPTA会長、副会長、書記、会計が兼任する。

第6条 本会の役員を選出方法及び任期は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長及び監査は役員会において選出し、総会において報告する。
- (2) 理事は会長が委嘱する。
- (3) 会計及び書記は本校教職員とする。
- (4) 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第7条 本会には必要に応じ、顧問を置くことができる。

顧問は、会長が委嘱し会議に参画することができる。

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (3) 会計は会の総理にあたる。
- (4) 書記は会の事務を処理する。
- (5) 監査は会計を監査する。
- (6) 理事は役員会の構成委員として、この会を運営する。
- (7) 顧問は会長の諮問に応じる。

第9条 本会の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第10条 総会は年 1 回開催する。但し、必要に応じ役員会をもってこれに代えることができる。役員会は必要に応じ会長が招集し、本会の会務を審議決定する。

第11条 総会及び役員会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とし、可否同数の時は会長の決するところによる。

2. 本会の会則の改正は、第 1 項の規定にかかわらず出席者の 3 分の 2 を有効とする。
3. 総会及び役員会の議決にあたっては、委任状による委任はこれを有効とする。

第12条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の雑収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会費は別に定めるところによる。

第14条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付 則

本会の会則は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

- | | |
|-----------|------|
| 平成 2 1 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 2 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 3 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 6 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 7 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 8 年度 | 一部改正 |
| 平成 2 9 年度 | 一部改正 |

細 則

- ① 会費等の金額は次の通りとする。
普通会員……年額 4,000 円
賛助会員……終身 4,000 円
特別会員……入会金 5,000 円
- ② 会員の慶弔等については、役員会で審議する。